

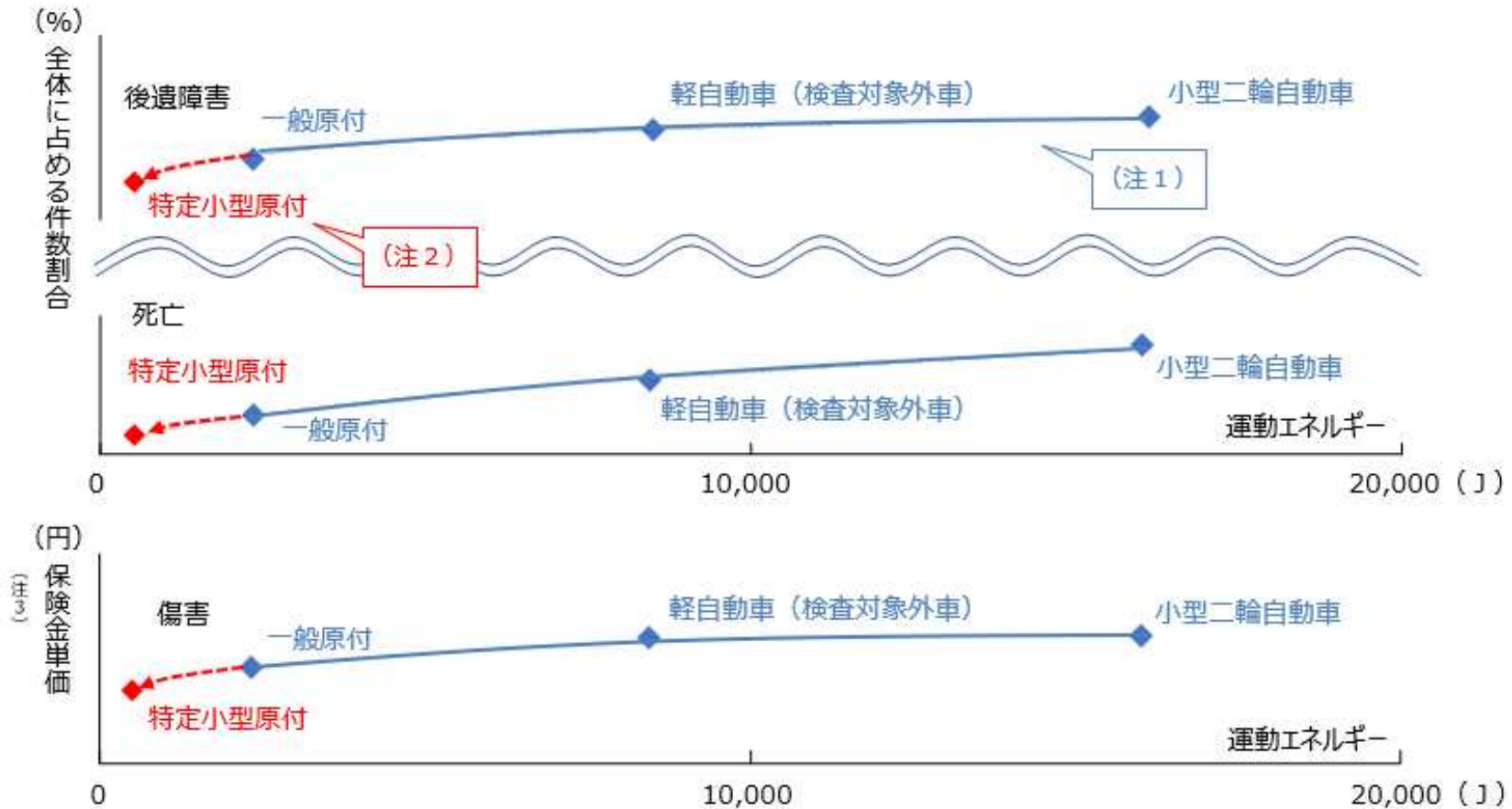
自賠責保険基準料率改定の届出について (特定小型原動機付自転車の区分新設)

令和6年1月

参考. 特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車の純保険料率較差の算出方法
(第147回 自賠責保険審議会資料 再掲)

(3) 特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車の保険金単価較差

- 保険成績から運動エネルギーとの関係が認められた、全体に占める死亡事案・後遺障害事案の件数割合および傷害事案の保険金単価に関して、特定小型原付の値を推計する。



(注1) 運動エネルギーと、保険成績から把握した全体に占める後遺障害事案の件数割合との関係を求める。

(注2) (注1) の関係を利用して、特定小型原付の後遺障害事案の件数割合を推計 (死亡事案の件数割合、傷害事案の保険金単価も同様の方法で推計)

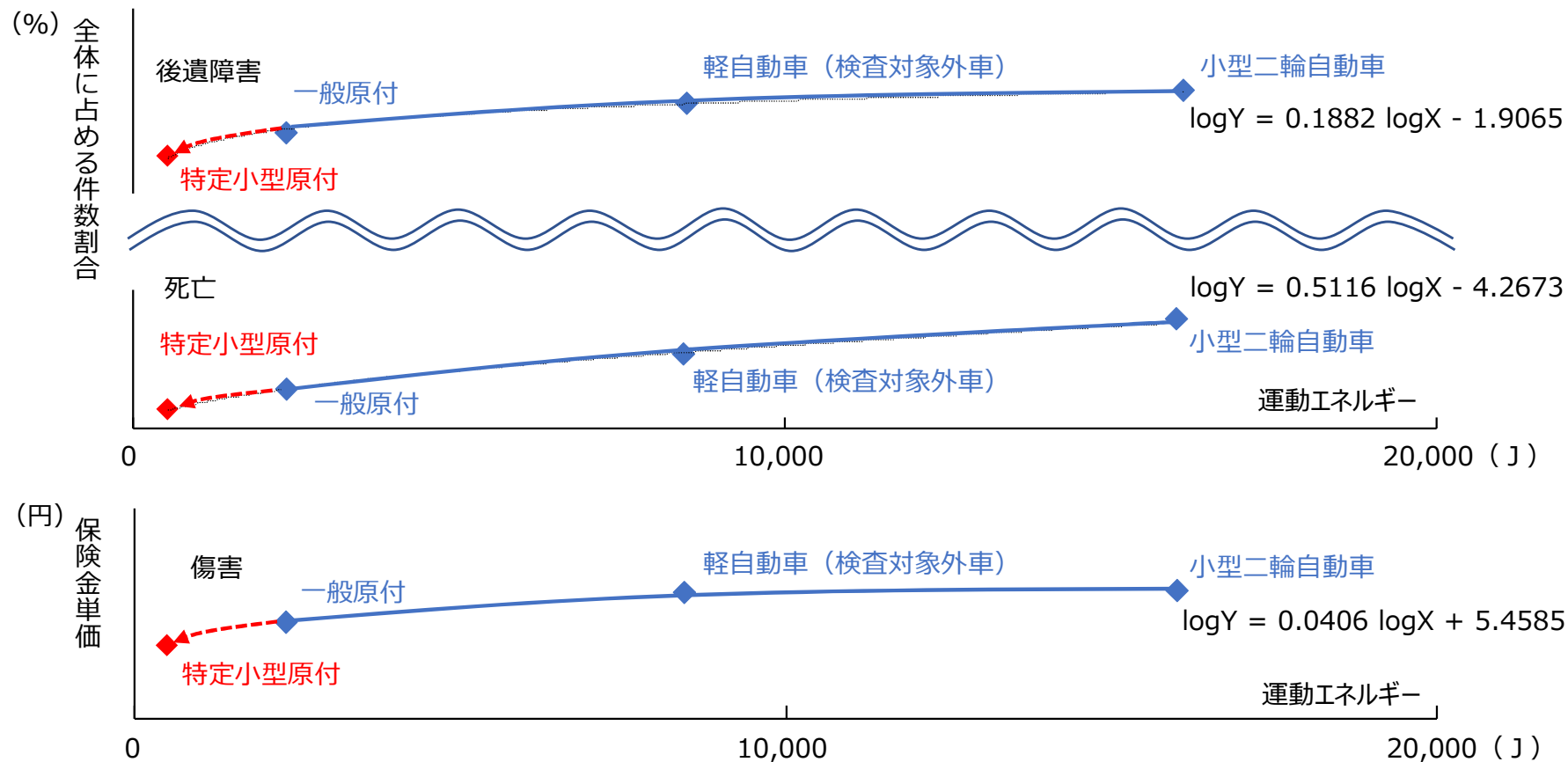
(注3) 死亡事案・後遺障害事案の保険金単価は、前ページのとおり、運動エネルギーとの相関が認められないため、一般原付と同値とする。

- 一般原付と特定小型原付の事故種別合計の保険金単価較差を算出し、両者の純保険料率較差とする。

1. 特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車の純保険料率較差の算出方法（詳細）

➤ 全体に占める死亡事案・後遺障害事案の件数割合および傷害事案の保険金単価に関して、運動エネルギーとの両対数回帰式（注）に基づいて特定小型原付の値を推計した（下図のとおり）。

（注）直線回帰式、片対数回帰式等の他の選択肢と比較して、統計学的な観点ではあまりが良いことを踏まえ、両対数回帰式を選択した。



	運動エネルギー	死亡事案の件数割合	後遺障害事案の件数割合	傷害事案の保険金単価
小型二輪自動車	16,009 J	0.78%	7.62%	42.2万円
軽自動車 (検査対象外車)	8,437 J	0.53%	6.86%	41.9万円
一般原付	2,342 J	0.29%	5.32%	39.2万円
特定小型原付	516 J	0.13%	4.00%	36.9万円

- 前頁で算出した特定小型原付の死亡事案の件数割合、後遺障害事案の件数割合、傷害事案の件数割合および保険金単価^(注)に基づき事故種別合計の保険金単価を算出した。

	死亡		後遺障害		傷害		事故種別合計の保険金単価 $g=a*b+c*d+e*f$
	件数割合 a	保険金単価 b	件数割合 c	保険金単価 d	件数割合 $e=(100-a-c)$	保険金単価 f	
一般原付	0.29%	2,324万円	5.32%	483万円	94.39%	39.2万円	69.5万円
特定小型原付	0.13%	2,324万円	4.00%	483万円	95.86%	36.9万円	57.8万円

(注) 死亡事案および後遺障害事案の保険金単価は運動エネルギーとの相関が認められず、一般原付と同値とした。
(死亡保険金、後遺障害保険金の大半を占める逸失利益は被害者の年齢や職業等に基づき算出されるため)

$$57.8万円 \div 69.5万円 - 1 = \triangle 16.8\%$$

2. 特定小型原動機付自転車の基準料率の算出結果

- 1. で求めた較差を一般原付の純保険料率・損害調査費に反映することで、特定小型原付の基準料率を算出した。
36か月契約・離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率およびその内訳は以下のとおり。

	純保険料率 ^(注1)	社費 ^(注1)		被害者保護増進等事業 に充当する賦課金	代理店 手数料	基準料率 $G = A + D + E + F$ (円単位四捨五入)	
	A	損害調査費 ^(注2)	営業費				D
一般原付	3,998円	635円	3,501円	4,140円	300円	1,735円	10,170円
	↓ リスク較差を反映 (▲16.8%)	↓ 純保険料率の リスク較差と同じ	↓ 定額		↓ 定額		
特定小型原付	3,327円	529円	3,501円	4,033円	300円	1,735円	9,400円

(注1) 政府保障事業に充当する賦課金を含む金額。

(注2) 政府保障事業に充当する賦課金を除く金額。

3. 改定基準料率表（注1）（注2）

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

		12か月契約	24か月契約	36か月契約	48か月契約	60か月契約
原動機付 自転車	一般原動機付自転車	6,910円	8,560円	10,170円	11,760円	13,310円
	特定小型原動機付自転車	6,650円	8,040円	9,400円	10,730円	12,040円

（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

		12か月契約	24か月契約	36か月契約	48か月契約	60か月契約
原動機付 自転車	一般原動機付自転車	5,410円	5,590円	5,760円	5,930円	6,100円
	特定小型原動機付自転車	5,400円	5,560円	5,720円	5,890円	6,040円

（3）沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

		12か月契約	24か月契約	36か月契約	48か月契約	60か月契約
原動機付 自転車	一般原動機付自転車	5,410円	5,590円	5,760円	5,930円	6,100円
	特定小型原動機付自転車	5,400円	5,560円	5,720円	5,890円	6,040円

（4）沖縄県の離島地域に適用する基準料率

		12か月契約	24か月契約	36か月契約	48か月契約	60か月契約
原動機付 自転車	一般原動機付自転車	5,410円	5,590円	5,760円	5,930円	6,100円
	特定小型原動機付自転車	5,400円	5,560円	5,720円	5,890円	6,040円

（注1）特定小型原付の基準料率は、保険期間の開始が2024年4月1日以降の契約について適用する。

（注2）保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で割り引いている。